

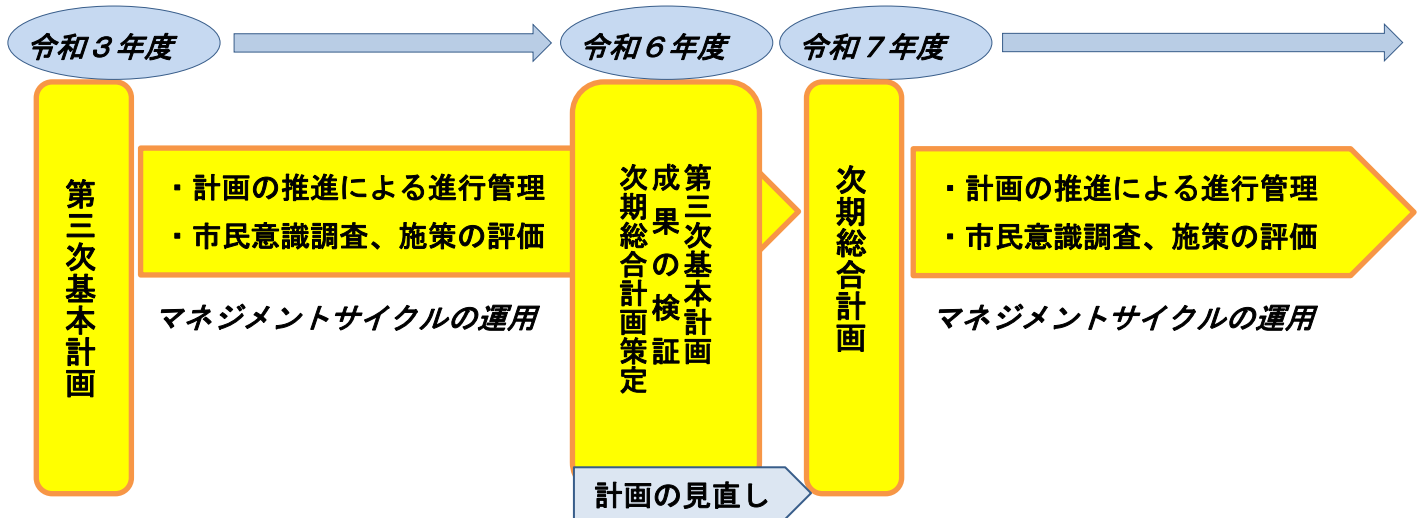
伊賀市行政総合マネジメントシステム

2014(平成26)年2月
(2024(令和6)3月一部修正)

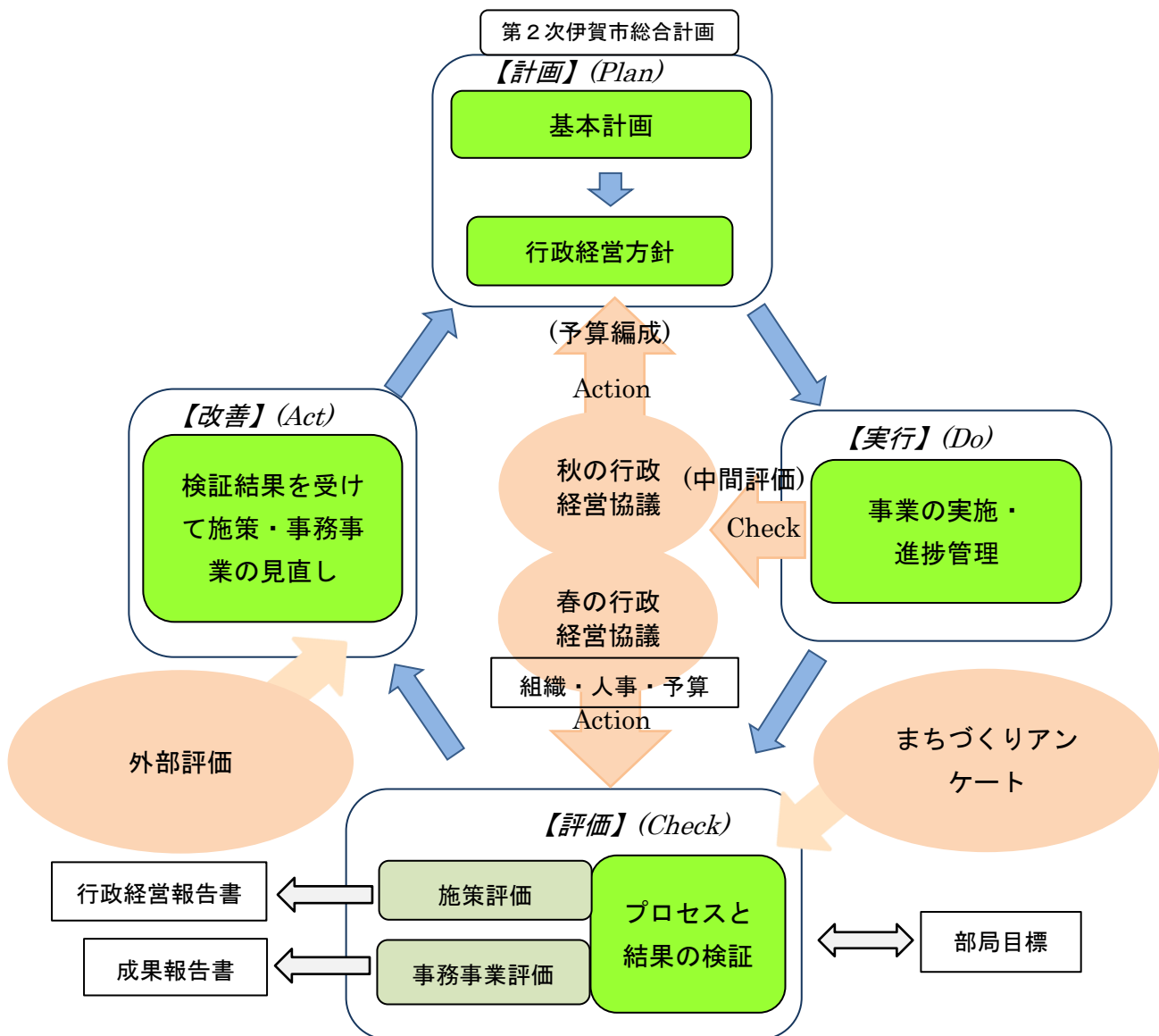
伊 賀 市

図表 1

◇総合計画のサイクルのイメージ図



◇伊賀市行政総合マネジメントシステム（マネジメントサイクル）のイメージ図



1 目的

「コロナの先の伊賀づくり」として「子ども」「暮らし」「にぎわい」の3点を重視しながら「『ひとが輝く 地域が輝く』伊賀市」を実現する「第2次伊賀市総合計画第3次基本計画（以下「基本計画」という。）」を着実に実行するため、市の行政経営方針に基づいた政策・施策を効果的・効率的に進めるための一元的な仕組みとして、「伊賀市行政総合マネジメントシステム」を構築する。

2 伊賀市行政総合マネジメントシステムの構築

（1）マネジメントサイクル（行政経営全体のPDCA）の確立（図表1参照）

①行政経営協議の実施

伊賀市行政総合マネジメントシステムにおいて、各分野の施策評価の結果を踏まえ、政策を達成するために今後どのように変革・改善するか、施策の取組方向や財源配分などの市の行政経営方針を協議する場として、行政経営協議を実施する。行政経営協議は、春（4月中下旬予定）と秋（9月下旬予定）の年2回実施する。

- ・「春の行政経営協議」は、前年度の取組評価から成果と残された課題を洗い出し、現年度の各部長の施策目標（何をどこまで）を再確認するとともに、市及び部の現年度行政経営方針を共有するため、部長と市長（副市長）の協議を行う。
- ・「秋の行政経営協議」は、現年度の上半期の進捗状況を確認するとともに、次年度に向けた取組方向として、施策の優先順位および次年度の重点化施策を決定するため、部長と市長（副市長）の協議を行う。

②双方向型の情報交流と情報共有の促進

- ・施策評価シートをまとめた「行政経営報告書」、事務事業評価シートをまとめた「各種決算に係る主要施策の成果報告書」を毎年度作成し、議会や市民に公表することにより、市政の透明性の向上及び市民に対する説明責任を果たす。
- ・「職員の意識改革」「アカウンタビリティの向上」を目的に施策の進捗等について、総合計画審議会による評価を毎年度実施する。

（2）マネジメントシステムの主なスケジュール

- ・ 4月 春の行政経営協議（行政経営報告書の作成）
- ・ 7月 総合計画審議会による総合計画の評価
- ・ 8月 「行政経営報告書」の公表
「各種決算に係る主要施策の成果報告書」を市議会へ提出
- ・ 9月 秋の行政経営協議（中間評価、翌年度の行政経営方針の方向性検討）
- ・ 9月～12月 予算編成
- ・ 1月 市長予算査定
- ・ 3月 市議会への提案・説明（予算議決、年度末評価、行政経営方針の決定）

(3) 行政評価におけるPDCAの確立（図表2参照）

①事務事業評価（年度末評価）の実施

- ・市民に最も身近な行政活動の単位である事務事業について、事業を執行した職員が自ら一年間を振り返り、「何のためにこの事業を行うのか」「何を達成しようとしているのか」「その成果はどうであったか」を明らかにした上で、事務事業の改善策や取組方向を翌年度以降の事業に反映させるため、事務事業評価（年度末評価）を実施する。
- ・事務事業評価責任者は、当該事務事業を所管する課長等とする。

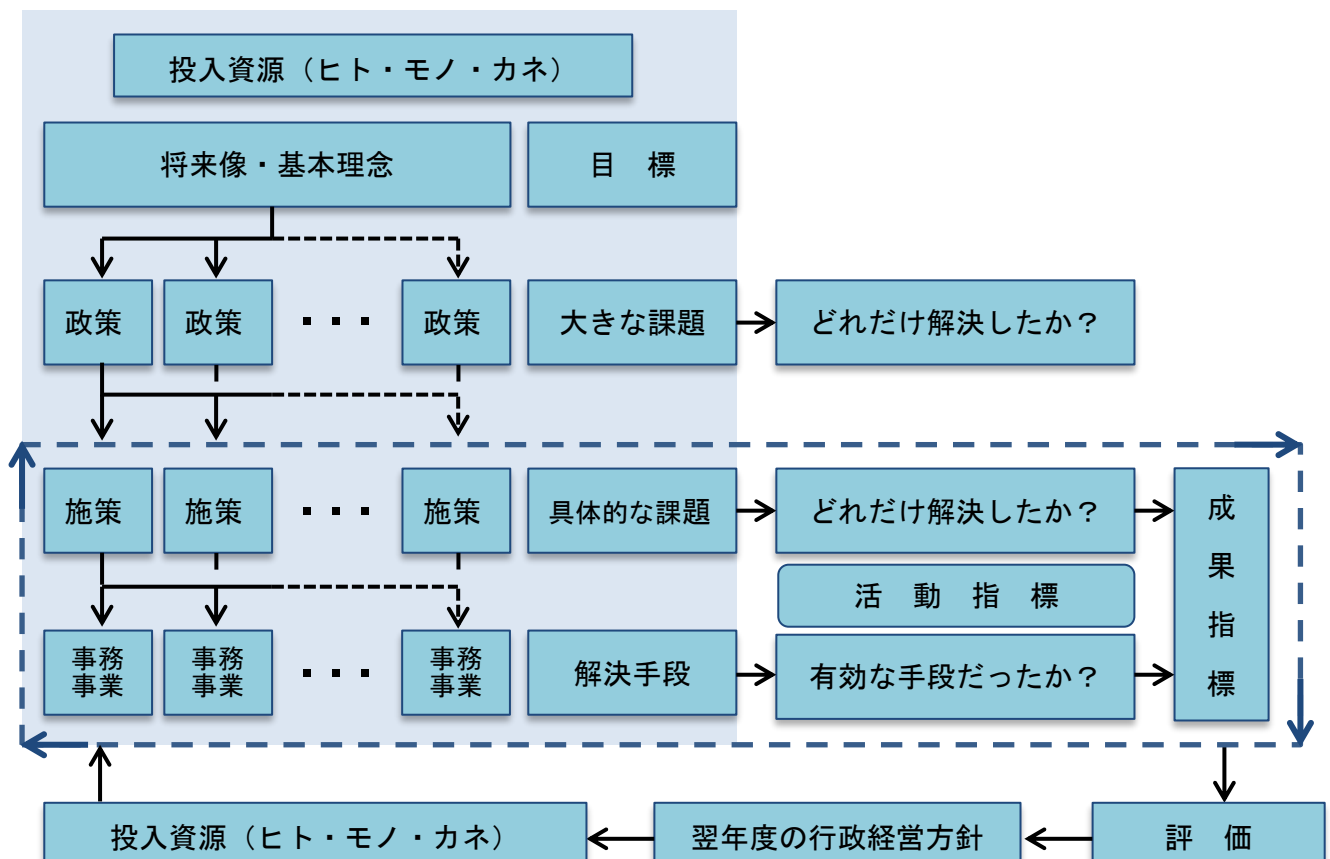
②施策評価（年度末評価）の実施

- ・基本計画に基づく重点プロジェクトや分野別施策等を的確に実施するため、年度末における各施策の現状や進捗状況などを確認するとともに、現年度の取組評価から成果と残された課題を洗い出し、翌年度の施策へつなげる。
- ・施策評価責任者は、当該施策を所管する部長等とする。

③施策評価（中間評価）の実施

- ・現年度の上半期の進捗状況や、まちづくりアンケート結果、社会状況の変化等を勘案し、必要性・有効性・効率性の観点から施策を構成する事務事業の重点化を行う。また、翌年度に向けた重点化施策や、施策を構成する事務事業の方向性を決定するための「行政経営協議」を行い、予算要求へつなげる。

◇図表2 行政評価におけるPDCAのイメージ



3 評価に基づく事務事業の見直し方針

(1) 見直しの視点

- ・事務事業の見直しについては、行政サービスの現状を認識し、課題を洗い出し、改善へとつなげていくことで事務事業の最適化を図り、戦略的に整理合理化を行う。

また、コストの縮減、市民サービスの向上、地域の活性化、自治組織・市民活動団体・企業（事業者）との連携・協力の推進を図るといった視点で、民間への委託、あるいは市民の自主的な活動の導入といった、民間活力の導入について検討することとする。

(2) 判断基準（図表 3 参照）

- ・今後の方向性を検討するにあたっては、次の評価視点を判断の基準とする。

◇図表 3 事務事業の整理合理化における判断基準

評価視点	判 断 基 準
必要性	①公私の役割分担から市が実施すべきものであるか。
	②特定の地域や団体等の利益のみに供するなど限定性がないか。
	③社会や市民のニーズは高いか。
	④既に目的が一定程度達成され、事業の必要性が薄れていないか。
	⑤市が行っている他の事務事業により、住民ニーズを満たすことが可能ではないか。
有効性	①計画目標に対し、着実な事業進捗が図られているか。
	②効果を高める上で、手段、手法に変更の余地は無いか。
	③社会経済情勢の変化により、実施効果が薄れていないか。
効率性	①事務事業の実施により、費用や業務量に見合った活動結果が得られているか。
	②コスト全体に占める市の負担（補助）は適正か。

；「伊賀市公民連携（PPP）ガイドライン」に示す「市の担うべき範囲と運営手法の見直し」。
必ずこの方針に基づき見直しを実施すること。

(3) 今後の方向性（図表4参照）

- ・判断基準などから事業の今後の方向性を、9段階で判定するものとする。

◇図表4 今後の方向性の選択基準

方 向 性	選 択 基 準
①充 実	成果を更に上げるため、または社会情勢などから需要の増加等に伴い、より注力するもの。
②継 続	必要性、有効性、効率性から判断して、改善する余地がない最適な状態のもの。
③改 善	十分な成果を得られているので、効率性を追求するもの。
④縮 小	投入される費用に見合った成果を得られていないので、生産性を追及するもの。
⑤統 合	目的など類似性の高い他の事業と統合することで効率化を図るもの。
⑥廃 止	事業開始当初と社会経済情勢が変化し事務事業の必要性、有効性が薄れ、行政が実施する必要性などが無くなったため、（3年以内に）廃止するもの。
⑦完 了	事業計画期間の終年が到来したもの。
⑧民間委託	全部または一部を民間に委託することで、サービス水準を維持または向上したまま、費用対効果の向上も図るもの。
⑨民間活力導入	市民の自主的な活動の支援と促進に努める、または、市民の活動を取り入れながら実施することで、より効果的・効率的に実施するもの。

(4) 民間委託、民間活力の導入における留意点（図表5参照）

- ・民間委託又は民間活力導入を検討する場合においては、次の点に留意するものとする。

◇図表5 民間活力の導入における留意点

留 意 点	留 意 内 容
サービス水準の確保	市が提供すべきサービスの水準を明確にした上で、民間へ移譲あるいは委託しても、将来にわたり、その水準が確保できるか。
責任や信頼性、安全性、公平性の確保	民間に委託しても、市の管理監督が十分に行き届くか。
	個人情報等に関して適正な管理ができるか。
	事故発生時など緊急時にも対応できるか。
	民間へ委託しても、サービスの公平性を確保できるか。
費用対効果	民間のノウハウを活かすなどにより、効果の拡大につながるか。
	市自らが行う場合と比較して、コストの削減につながるか。
市民活動へ委ねることの妥当性	本来市自らが行うべきものではないか。
	市民活動に委ねることにより、市民活動の低下を招かないか。

4 政策体系の明確化と効果的な組織運営

(1) マネジメント体制の確立

- ・基本計画を着実に実行するため、位置づけられた政策体系に基づき、目的（政策や施策）と手段（事務事業）の関係を明確にし、目的別に体系化された組織運営を行う必要がある。そこで、基本的には施策を部単位に事務事業を課単位に位置づけ、限られた行政資源のなか、市の行政経営方針に基づき、各部が自己完結的に部の行政運営を実施できるようマネジメント体制を確立する。

(2) 検討会議の開催

- ・マネジメントシステムの的確な実施のため、行政総合マネジメントシステムの改善、施策評価シートと事務事業評価シートの内容検討をする場として、デジタル自治推進局、総合政策課、財政課と関連する部署による検討会議を開催する。